

平成19年2月2日

各 位

会社名 東海染工株式会社
代表者名 代表取締役社長 八代 芳明
(コード番号 3577 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 津坂 明男
(TEL 052-581-8141)

「改善報告書」の提出について

当社は、過年度（平成17年3月期から平成18年9月中間期）の決算短信等を訂正した件について、平成19年1月19日付で、株式会社東京証券取引所並びに株式会社名古屋証券取引所より「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添書類： 改善報告書

以 上

改 善 報 告 書

平成 19 年 2 月 2 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 西室 泰三 殿

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 畔柳 昇 殿

会 社 名 東海染工株式会社

代表者名 代表取締役社長 八代 芳明

この度、当社は平成 17 年 3 月期、平成 18 年 3 月期の決算短信及び平成 17 年 9 月中間期、平成 18 年 9 月中間期の中間決算短信等において、当社の元社員であります製品事業部元営業課長による不適切な架空の売上及び売上原価の計上と、商品の一部を不正流出させたことにより重要な訂正を伴う決算内容を開示していた件につきまして、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 22 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

1. 経緯

(1) 当社の事業内容について

当社の生産・販売部門としまして、以下の 4 部があります。

I. 染色加工事業部

II. 製品事業部

III. 国際事業部

IV. 技術部設備機器販売

この内、当社の主たる部門は、

I. 「染色加工事業部」であり、工場は国内に 3 箇所所有し、客先の依頼に基き、客先から提供される生機に、染色・捺染加工して生地（反物）の状態を渡すという委託加工業務であります。

II. 「製品事業部」は、本業であります染色加工技術のノウハウを活かし、海外・国内から既に縫製された商品を仕入れ、量販店・問屋に販売する部署であります。

III. 「国際営業部」は海外に所有する子会社の受注活動を支援している部署であります。

IV. 「技術部設備機器販売」は、組織上、I. 「染色加工事業部」の中にあり、当社の染色加工で培われた技術・経験を活かした機器の販売を行っています。

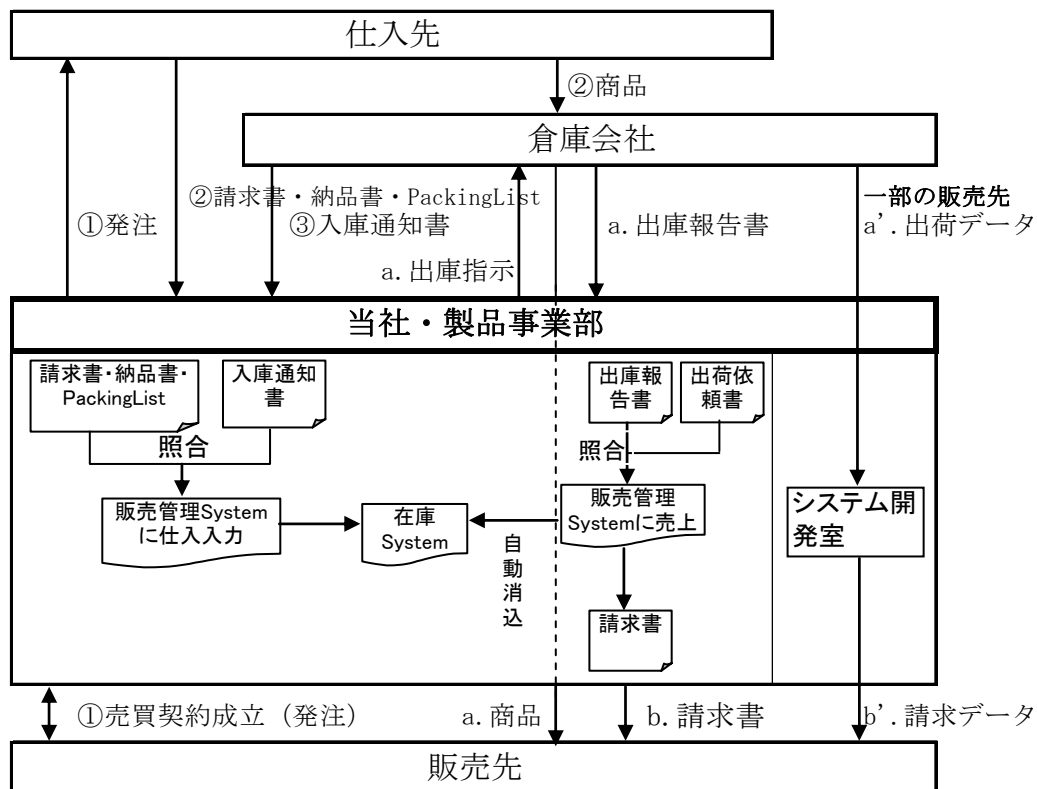
今般不正行為が行われた部門は II. 「製品事業部」であります。

(2) 当該部門の販売・仕入れ・在庫管理体制と牽制機能

毎月、当社使用の倉庫会社からの出庫事実により月末で締め、各営業担当が出荷依頼書（出庫指示）と出庫報告書を照合のうえ、売上の集計を行い、営業課長が承認し、入力担当に指

示して売上を計上しております。また、売上商品に見合う仕入商品を、当社の帳簿在庫から引き落とし、売上原価として計上せねば売上計上出来ない販売管理システムになっているため、売上に対応する仕入商品がどれかも営業担当が入力担当に指図して帳簿在庫の引き落とし処理をしております。仕入れ計上につきましては仕入先からの請求書と入庫通知を営業課長が承認し、入力担当により仕入れ計上がされます。在庫は毎月当社在庫表と倉庫会社からの在庫報告により、営業担当が在庫状況を照合のうえ管理することになっております。

上記は原則全てを営業課長の承認に加え、事業部長の承認事項となっております。売掛金については毎月の製品事業部内会議において滞留理由等を確認しております。



(3) 架空の売上計上の判明経緯について

- 9月13日 経営会議にて「資産の効率運用」の議論がされ、全部署に売掛金・棚卸資産の削減指示がだされる。
- 10月20日 9月末時点の売掛金・棚卸資産データの状況解析を本社管理部で開始。製品事業部営業3課において、特定の販売先に対し、毎月の売上高に対する売掛金の残高比率が非常に高いことが判明。
- 10月23日 製品事業部営業3課元営業課長に対し、本社にて売掛金回収遅延理由のヒアリング実施。
 「売上単価は得意先の勝手な理由で一方的に変えられることが多々あり、それを知らず、変更前の単価で請求書を提出して得意先照合課で認められず、支払保留になっている。」「請求書が先方に未着の疑いもあり」との説明あり。
- 10月24日 大阪支社内にて、特定販売先に対する売上計上の履歴（納品書・請求書・入金

履歴等の照合作業)の調査を、本社管理部・製品事業部共同で始める。

「客先が支払を遅延している」という認識が非常に強くあり、「当社からの納品書」と「客先から入金されたものの対象品目」との消しこみを中心に作業を進めたが膨大な証憑量でもあり、時間もかかる一方、売掛金の未回収要因がなかなか判明できない状態が続いた。

- 11月13日 売上計上の調査・消しこみ作業を進めていく過程で、小額の未入金証憑は検出されたが、まとまった未入金証憑や、未入金の原因がなかなか判明できず、この作業を進める一方で、商品の実態を把握する目的で、毎月の入庫・出庫履歴を確認するために、当社の使用している倉庫会社3社に対して、問い合わせをするよう管理部長が指示する。
- 11月25日 倉庫会社1社が、元営業課長の依頼に基づき、虚偽の在庫報告を監査時に提出した事実を認める。
- 11月27日 元営業課長を事情聴取。架空売上の計上、在庫報告の改ざんを認める。
- 12月12日 調査委員会による元営業課長の事情聴取により、元営業課長は商品を不正流出し、金銭の受領を認めた。

(4) 元営業課長による架空売上げの計上について(調査委員会による調査結果)

I. 11月28日 調査委員会発足

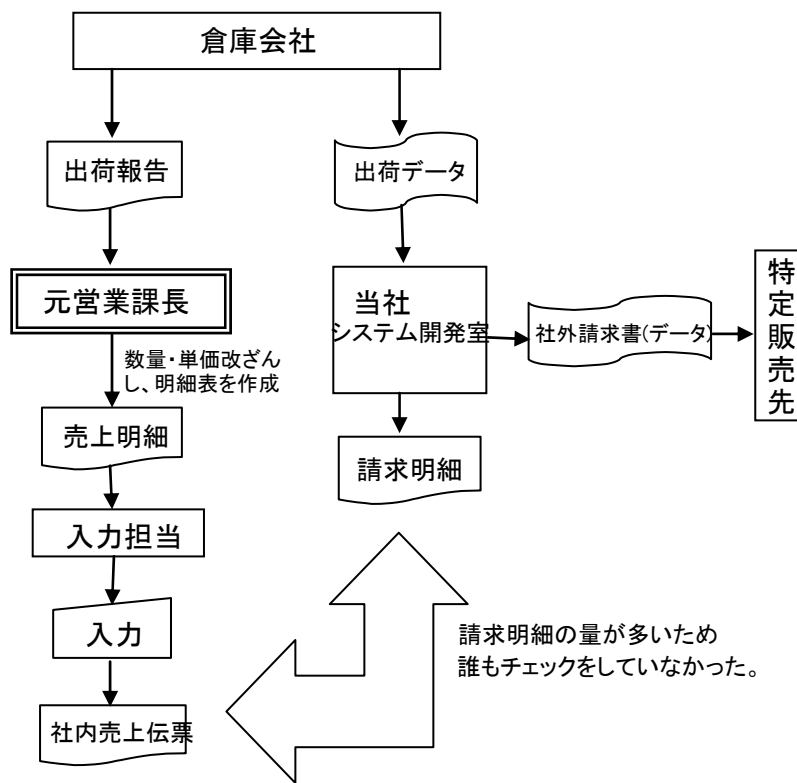
メンバー構成	委員長	東海染工 常勤監査役	八代 光彦
	委員	本町シテイ法律事務所 弁護士	齋藤 勉
		東海染工 社外監査役	伊東 弘次
		東海染工 社外監査役	岩田 憲明
		東海染工 取締役	秦 邦男
		東海染工 取締役	津坂 明男

II. 架空売上の手口、影響額について

平成17年1月から平成18年9月までの期間において、特定の販売先に対して当社システムから先方販売先へ直接出される社外請求書と社内売上傳票(売上計上用)の照合機能が働いていない点を利用し、元営業課長が請求単価、数量を水増しした内容で売上明細を作成し、入力担当に渡し、売上入力させ、架空の売上が計上していました。また、これにより過大となった売掛金に対して、元営業課長は単価訂正と偽って、売掛金をいったん取り消し、新たに計上しなおすことも入力担当に指示しており、これにより、古い売掛金を刷新して滞留調査から逃れていました。

一方、売上計上に対して、対応する帳簿在庫を引き落とす販売管理システムのため、架空の売上に対し、当社の帳簿在庫を引き落とす必要があり、これにより発生する簿外在庫について、元営業課長は倉庫会社の営業担当に対し、在庫報告書の改ざんを依頼し、棚卸監査時に発覚しないようにしていました。元営業課長は仕入業者に対しても数量、金額を改ざんした請求書を発行させ、架空売上に対応するよう帳簿在庫を増加させるこ

ともしていました。さらに、元営業課長は簿外在庫を当社の指定外倉庫に出荷するよう仕入業者、倉庫会社に出荷指示をして、簿外在庫の数量減少をおこなっていました。



なお、この不正取引での影響額は、平成17年3月期から平成18年9月中間期までの期間において、架空売上高703百万円を計上（売掛金増加）させ、同時に架空の売上原価548百万円（帳簿在庫減少）を計上し、これにより架空の利益を154百万円計上していました。

また、期間別には平成17年3月期は架空売上72百万円、架空原価54百万円、架空利益18百万円、平成18年3月期は架空売上342百万円、架空原価266百万円、架空利益76百万円、平成18年9月中間期は架空売上287百万円、架空原価227百万円、架空利益60百万円を計上していました。

上記架空処理により簿外在庫が発生したため、今回簿外在庫を含め実地棚卸を行い、商品の消失229百万円が判明しましたが、消失時期等が特定できないため当中間期の特別損失として処理しました。また、現物商品を確認し評価を行い、評価減99百万円を特別損失として処理しております。

III. 組織的関与について

- ① 製品事業部営業3課には元営業課長と契約社員が3名おり、入力担当の契約社員は元営業課長が作成した売上明細の入力作業をしているだけであり、架空売上について認識できる立場にはないことから、本件への内容まで知りえる余地はないと判断しております。また、営業担当の契約社員の1人は、本件の架空売上に関する特

定販売先以外を担当しており、基本的にその業務は担当する販売先に対する販売活動に限定されているため、元営業課長の販売先とは重複しておりませんので内容を知り得る余地はないと判断しております。もう1人の営業担当の契約社員は、元営業課長の取引先と担当が一社重複しますが、当該取引先とは書類の受渡等のメッセージ業務しかしておらず、売上計上等には関与していないため、知り得る余地はないと判断しております。

② 隠蔽工作として倉庫の在庫証明の改ざんについては、倉庫会社の営業担当より、元営業課長から直接指示を受け、改ざんしたことについて認めており、本人自筆の改ざん依頼の文書も倉庫会社から提示されております。

また、売掛金の長期滞留を隠蔽する目的の「単価訂正」による売掛金の取消し、再計上も元営業課長が直接、契約社員である入力担当に指示しており、仕入業者からの請求書の改ざんも、仕入業者からは「元営業課長から直接依頼を受けた」との供述を得ております。

③ 不正流出と思われる商品の出荷指図は、仕入先等に対して元営業課長本人の FAX 記録が残っていたこともあります。さらに、商品を横領したことによる金銭の受領を認めており、これにより外部共謀者の存在があると見られます。

④元営業課長は、自身が全て自分一人でしたと供述しております。

以上のとおり、会社として組織的関与はないと判断しております。

(5) 過年度財務諸表の訂正方法

架空の売上・原価を計上したそれぞれの年度（平成17年3月期・平成17年9月期・平成18年3月期・平成18年9月期）においてこれの取消処理をいたしました。また、今回判明した商品在庫に対する不正流出・滅失分については今回実施した実地たな卸にて判明したものであり、時期等の特定が困難であるため、当社監査法人と相談し、平成18年9月期において、特別損失の滅失損として一括処理し、かつ現物棚卸監査において、在庫の評価をしなおし、一部を評価減し特別損失計上しました。

2. 原因と問題点

(1) 架空売上の動機

元営業課長は、契約社員から正社員として管理職に登用され、所属事業部ならびに担当課の実績を上げることにより、社内での立場が向上すれば収入面でも安定するという思いが強くあったと本人は供述しています。しかし、架空売上の事実だけでなく不正流出の事実も発覚し、金銭の授受も認めていることから、何らかの理由による横領目的であったと断定しております。

(2) 架空売上を長期に亘って発見できなかった理由

製品事業部営業3課が扱う販売先は、メーカー・商社と違い、量販店中心で店舗毎の管理単位となり、仕入担当との交渉方法、量販独自の発注形態等の商習慣を熟知していないこと

により、取引状況を把握できない製品事業部長が、本来行うべき売上、仕入れ、在庫に係る承認を行っていませんでした。結果、元営業課長は独断により架空売上の計上、倉庫会社への在庫証明書の改ざん依頼・商品仕入先への請求書の改ざん依頼、単価訂正と称した長期滞留売掛金の不当な消しこみなど、多岐に渡る隠蔽工作を行ない、問題が露見しないよう偽装していたことに対して、必要な業務牽制が機能していませんでした。また、増加する売掛金に対して、売掛金の滞留原因が倉庫会社の納品伝票の不備に伴う、先方照合未遂、請求書未着による支払遅延との認識にあり、特段不信感を抱くことなく放置していました。さらに社内の監視体制の不十分さにより問題発見が出来ていませんでした。

(3) 不適切な情報開示及び今回の訂正が投資家及び株式市場に与えた影響についての認識

当社は、過年度において不適切な会計処理により訂正を必要とする決算内容を開示していたことにつきまして、株主、投資家ならびに各関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしました。株式市場の信頼を損ねたことにつきまして深く反省し、このような不祥事を発生させないため、社内処分を行うとともに、皆様からの信頼回復に全力を尽くして参ります。

また、投資者への会社情報の適時適切な提供について慎重かつ真摯な姿勢で臨むことが、証券市場に対する信頼を確保するものであり、適時開示の重要性を改めて認識し、会社情報の適時開示に係わる社内体制の再徹底を行ってまいります。

3. 改善措置

(1) 本件に係る社内処分について

取引先様、投資家の皆様、ならびに市場関係者の皆様に与えた影響の重大性や、会社に生じた損失等を勘案し、このような不祥事を二度と発生させない決意の下、経営責任および管理責任を明確にするために以下の処分を決定しました。

代表取締役社長	月額報酬 30%減俸	平成 19 年 1 月度支給分より 3 か月分
その他全役員・幹部社員 (12 名)	月額報酬 20%減俸	平成 19 年 1 月度支給分より 3 か月分
製品事業部部長	課長に降格	
元営業課長	懲戒免職とし、刑事告訴することを決定しました。	

(2) 不正な会計処理並びに不適切な情報開示等を行った原因について

本件の事態を招いた原因には、社内のコンプライアンスに関する認識不足や、事業部の効率性を優先し独断的な権限を認めていた事、及び事業部内の牽制機能の欠如と社内の監視体制の甘さなどがあったと真摯に受け止めております。

(3) 再発防止に向けた今後の改善措置について

今般、健全なビジネスモラルの醸成のために、①コンプライアンス意識の徹底をするとともに、②基本動作の見直し、③相互牽制機能の強化、④監視体制の強化を柱とした改善を実施し、再発防止に努めます。

①コンプライアンス意識の徹底

法令・社則の遵守及び倫理観に基づく行動を社員に浸透するため、社員教育を整備し、コンプライアンス意識の再徹底を狙った社員研修を継続して実施していきます。まずは全営業担当及び責任者を対象に外部者によるセミナーを実施致します。(平成19年2月予定)

また、当社役員または社員が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、速やかに情報取扱責任者に対し報告する社内体制を決めておりますが、今回の事態を受け、重要事実を認識した場合の社内体制を再確認させるため、各事業部責任者に対して当社の社内体制について周知徹底するよう通知していきます。

②基本動作の見直し

i. 架空売上及び売掛金の計上への改善策

- a. 今回の架空売上は、売上計上を営業担当が作成した明細で行っていたこと、並びにチェック機能が働いていなかったことに起因するものであります。今後、売上入力は課内の入力担当が倉庫会社の出荷報告書と出荷依頼書を照合し、出荷報告書から直接入力するものとし、製品事業部内の経理担当が販売管理システムから出力された請求書と出荷報告書との照合の後に、担当課長並びに担当部長が必ず承認を行うものとし、また、特定の販売先への売上計上については、月々の管理上販売先の締め日に合わせた売上計上を行い、社外請求書と社内売上傳票（売上計上用）を一致させ照合するとともに、債権債務残高の確認を容易に行える仕組みにすることにより確認します。(平成18年12月より実施)
- b. 滞留売掛金に対する状況確認は毎月事業部内会議で行っていましたが、十分な牽制機能が働いていませんでした。今後、売上計上後2ヶ月を経過した売掛金については、製品事業部の経理担当が直接販売先へ確認を行い、監理課、管理部が確認内容をチェックすることとします。(平成19年2月より実施)

ii. 不当な単価訂正への改善策

本件について単価訂正は担当部長の承認が必要でありましたが、元営業課長の承認のみで行われていました。今後、単価訂正を行なう際は理由書添付の上、必ず担当部長の承認を必要とすることを再徹底いたします。(平成19年1月から実施)

iii. 架空仕入及び仕入処理への改善策

仕入（商品買いを含む）を行なう場合は、従来は担当部長の承認が必要となっておりましたが行っておりませんでした。今後、仕入処理時は、①発注書 ②仕入先納品書又は請求書 ③倉庫の入庫報告書を添付し、製品事業部の経理担当・担当課長・担当部長の照合確認後入力処理を行なうこととします。(平成19年2月から実施)

iv. 不正出荷への改善策

当社は特定販売先との取引において、販売先からの指図により総受注数量から必要数量を指定先に出荷することになっており、これに基づき当社は仕入先、倉庫会社に出庫指示をしておりますが、販売先からの出荷の指図が口頭で行われていたため、指定先以外へのお荷が可能となっておりました。今後は販売先から必ず書面での

出荷依頼書または販売先が特定できる証憑を入手し、これに基づき倉庫会社に対し、当社専用の出荷指図書にて出荷指示を行なうこととします。(平成19年2月より実施)

また、仕入先よりの指定倉庫以外への直送は原則禁止とし、必要な場合は、担当部長の承認を必要とすることとしました。

③ 相互牽制機能の強化

監理課による業務牽制

- i. 牽制機能強化のため、平成18年12月に監理課を設置いたしました。担当責任者には内部統制担当取締役が当たることとしております。
- ii. 仕入先について仕入枠の設定
新たに、製品事業部の仕入先に仕入枠を設定し、仕入先毎の購入金額を毎月確認することとします。(平成19年2月から実施)
- iii. 長期滞留売掛金の確認強化
新たに、請求後3ヶ月以上積みあがった滞留売掛金について、売掛金残高が売上額から判断して異常と認められるものは、監理課が直接各部署又は販売先に対して請求内容の確認を行います。(平成19年2月から実施)

④ 監視体制の強化

- i. 倉庫会社の選定
新たに、製品事業部における倉庫会社の選定は、商品の指定外の倉庫への直送を防止する為、全取締役の稟議事項と定めます。(直ちに実施)
- ii. 「コンプライアンス重視の誓約書」提出
新たに、監理課より、各仕入先・倉庫会社に対し、「コンプライアンス重視の誓約書」の提出を義務付けます。(平成19年2月完了)
- iii. 在庫監査の回数増加
在庫棚卸監査については原則実地たな卸監査をすることになっておりますが、保管先の在庫証明書があるものについては書類監査で代用可能としておりました。今後、製品事業部に関しては、現行年2回の書類監査を強化し、年4回行うこととします。うち1回は現物実地棚卸監査を行うものとします。
また、在庫数量と帳簿在庫に差異が生じた場合は、倉庫の入出庫報告等の社外の証憑書類による差異部分照合を製品事業部に義務付け、管理部、監理課、監査役がチェックすることとします。(平成19年3月から実施)

以上